

矢巾町部活動地域移行推進計画

令和 7 年 3 月

矢巾町教育委員会

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
I 推進計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1 国及び県の動向・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2 本町の中学校部活動を取り巻く現状・・・・・・・・	4
(1) 生徒数の減少・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(2) 部活動の設置・加入状況・・・・・・・・	5
(3) 本町のスポーツ、文化芸術団体・・・・・・・・	6
(4) 施設の状況・・・・・・・・・・・・・・・・	8
II 推進計画の基本的な考え方・・・・・・・・	9
1 策定趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・	9
2 位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・	9
3 実施期間・取組・・・・・・・・・・・・・・・・	9
4 目指す姿・・・・・・・・・・・・・・・・	9
III 学校部活動の地域移行の全体像・・・・・・・・	10
1 地域移行に係る体制整備・・・・・・・・	10
2 地域移行の進め方について・・・・・・・・	11
(1) 体制整備の取組イメージ・・・・・・・・	11
(2) 地域移行の考え方の例・・・・・・・・	12
IV 学校部活動の地域移行に向けた課題について	13
1 運営団体・実施主体・・・・・・・・	13
2 指導者・・・・・・・・	13
3 活動場所・・・・・・・・	13
4 移動手段・練習試合・・・・・・・・	13
5 大会参加・・・・・・・・	13
6 保護者負担・・・・・・・・	13
おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・	14

はじめに

学校部活動は、スポーツ・文化芸術の振興・発展を支えるとともに、子どもたちのスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、自主的・主体的な活動を通じた社会性の育成など、心身の健全育成のために大きな役割を担ってきました。

さらに、教員にとっても教室とは異なる環境での交流・触れ合いを通じた子どもとの信頼関係の構築の一助であり、教員自身の大切な学びの機会ともなりました。

一方、学校部活動の運営は、これまで教員の献身的な勤務によって支えられており、長時間勤務の要因であることや指導経験がない教員にとって多大な負担となっているとの課題も挙げられています。

さらに、昨今の少子化に伴う学校の統廃合や教員数の減少等により、現在の形での学校部活動では、子どもたちのニーズに応えることができない状況も生じています。

このことから国は、地域のスポーツ・文化芸術環境について、学校単位から地域単位での活動に移行するため、有識者による検討会議提言や学校部活動及び地域クラブ活動のガイドラインを策定し、令和5年度からの3年間を改革推進期間と位置付け、できる限り早期の実現を目指しています。

本町では、平成30年7月に「矢巾町における部活動の在り方に関する方針」を策定(令和元年10月に改訂)し、平成30年10月から町内中学校へ部活動指導員を配置し、部活動の運営・改善方策に取り組んでいます。また、令和6年12月に部活動地域移行推進協議会を設置し、本町に適した地域移行・地域連携の手法を探りながら、段階的に推進することとしております。

このような背景を踏まえ、子どもたちのみならず地域の誰もが、身近でスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる環境づくりが重要であり、単に学校部活動を地域へ移行すること自体を目的化するのではなく、あらゆる関係者の連携・協働の下、子どもたちを含む地域全体で取組を進め、学校部活動の地域移行の取組を通して地域づくり・地域振興へ発展させていくことが重要であると考えます。

I 推進計画策定の背景

1 国及び県の動向

学校部活動については、これまで文部科学省や岩手県において、下表のように段階的な取組みが進められてきたところです。

平成 25 年 5 月	国	運動部活動での指導のガイドライン(策定)
平成 28 年 6 月	国	学校現場における業務の適正化に向けて(通知)
平成 29 年 5 月	国	部活動指導員制度(導入)
平成 30 年 3 月	国	運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(策定)
平成 30 年 6 月	岩手県	岩手県における部活動の在り方に関する方針(策定)
平成 30 年 7 月	矢巾町	矢巾町における部活動の在り方に関する方針(策定)
平成 30 年 12 月	国	文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(策定)
令和元年	国	中央教育審議会や国会において、学校における働き方改革の観点を含めて、部活動を学校単位から地域単位の取組とすることが指摘される。
令和元年 8 月	岩手県	岩手県における部活動の在り方に関する方針(改定)
令和元年 10 月	矢巾町	矢巾町における部活動の在り方に関する方針(改定) 矢巾町立中学校部活動指導員の設置等に関する規則(施行) 部活動指導員の配置開始
令和 2 年 9 月	国	学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について
令和 3 年 3 月	岩手県	岩手県の中学校のスポーツ・文化活動のこれから(提言) (「中学校スポーツ・文化活動に係る研究」有識者会議)
令和 4 年 6 月	国	運動部活動の地域移行に関する検討会議(提言)
令和 4 年 8 月	国	文化部活動の地域移行に関する検討会議(提言)
令和 4 年 12 月	国	学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン(策定) ※国の最新の方針
令和 5 年 3 月	岩手県	公立中学校の学校部活動における地域クラブ活動への移行に向けた手引き(令和 5 年 3 月 8 日版)(策定)
令和 6 年 1 月	岩手県	岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針(策定) ※県の最新の方針
令和 6 年 3 月	岩手県	公立中学校の学校部活動における地域クラブ活動への移行に向けた手引き(令和 6 年 3 月版)(策定)
令和 6 年 6 月	岩手県	岩手県における地域クラブ活動の在り方に関する協議会(設置)
令和 6 年 12 月	矢巾町	矢巾町部活動地域移行推進協議会設置

令和4年12月にスポーツ庁及び文化庁により策定された「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」により、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の推進とともに、学校部活動の地域連携並びに地域クラブ活動への移行に向けた取組方針や対応に関する国の考え方が明確に示されました。

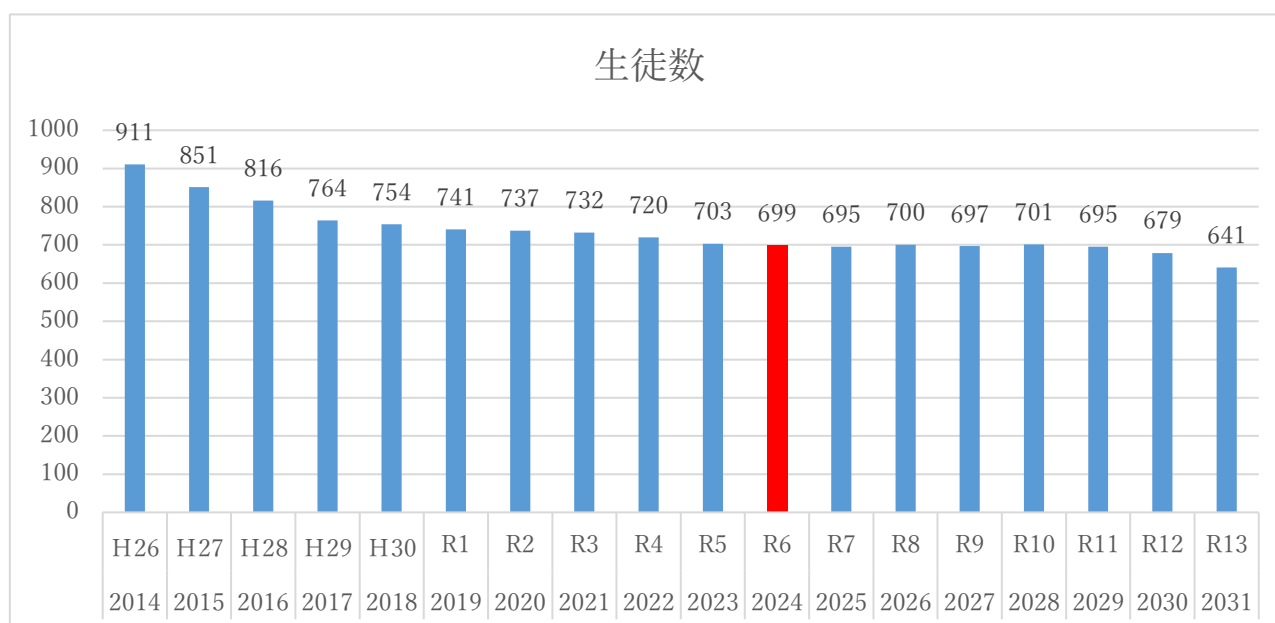
そして、令和6年1月には岩手県では、令和元年に策定した方針を全面的に改定し、新たに「岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」を策定しました。同年6月には岩手県における地域クラブ活動の在り方に関する協議会を設置し、県内公立中学校の部活動地域移行について協議が進められているところです。

2 本町の中学校部活動を取り巻く現状

(1) 生徒数の減少

本町の中学校生徒数は、平成26年度の911人から令和6年度は699人となり（減少率23.2%）、今後も減少傾向が続く見通しです。

図1 矢巾町の中学校生徒数の推移（R7以降は見込み）



(2) 部活動の設置・加入状況

本町では、令和6年度中学生の92.0%が部活動に加入しておりますが、運動部については特定の種目に部員数の偏りが見られ、部活動自体がなかったり、少人数で団体戦への参加ができなかったりするところがあり、文化部については、各学校とも2～3つ程度しかなく生徒の多様なニーズに応えることは難しい状況です。

図2 中学校部活動の部員数（令和6年度中学1～3年生）

区分	種目	学校		矢巾中学校		矢巾北中学校		合計
		男	女	男	女	男	女	
運動部	野球	20人	1人	19人	1人			41人
	陸上	0人	0人	20人	12人			32人
	ソフトボール	0人	0人	0人	20人			20人
	ソフトテニス	23人	29人	33人	24人			109人
	バレーボール	17人	0人	20人	11人			48人
	バスケットボール	10人	13人	14人	13人			50人
	バドミントン	18人	22人	21人	9人			70人
	ハンドボール	24人	26人	20人	16人			86人
	卓球	12人	15人	17人	0人			44人
	柔道	2人	6人	5人	5人			18人
	剣道	7人	6人	0人	0人			13人
文化部	吹奏楽	6人	36人	6人	27人			75人
	文芸	8人	27人	人	人			35人
	美術	人	人	9人	24人			33人
	特設合唱	人	人	18人	34人			52人
計	加入人数計 (重複除く)	147人	181人	168人	147人			643人
	校外活動・無所属	15人	12人	17人	12人			56人
	合計	162人	193人	185人	159人			699人
	加入率	90.7%	93.8%	90.8%	92.5%			92.0%

(3) 本町のスポーツ、文化芸術団体

本町には次のとおり各種団体があり、地域移行の運営団体・実施主体として役割を担うことが期待されます。

また、参加対象者や活動時間帯が限られているところもあるため、既存団体と活動時間・場所の調整が必要なほか、新規団体の設立等も視野に入れる必要があると考えられます。

矢巾町体育協会登録団体（令和6年度）		
矢巾町陸上競技協会	矢巾町卓球協会	矢巾町スキー協会
矢巾町水泳協会	矢巾町剣道協会	矢巾町スノーボード協会
矢巾町野球協会	矢巾町柔道協会	矢巾町マレットゴルフ協会
矢巾町ソフトボール協会	矢巾町空手道協会	矢巾町スポーツチャンバラ協会
矢巾町ハンドボール協会	矢巾町自転車競技協会	矢巾町山岳協会
矢巾町バスケットボール協会	矢巾町アーチェリー協会	矢巾町カヌー協会
矢巾町バレーボール協会	矢巾町ゲートボール協会	矢巾町クレー射撃協会
矢巾町バドミントン協会	矢巾ゴルフ協会	紫波郡野球協会
矢巾町テニス協会	矢巾町ボウリング協会	紫波郡陸上競技協会
矢巾町ソフトテニス協会	矢巾町ペタンク協会	矢巾町スポーツ少年団

総合型地域スポーツクラブ登録団体（令和6年度）		
楽々クラブ矢巾		

矢巾町スポーツ少年団登録団体（令和6年度）		
団体名	種目	対象
矢巾町空手道	空手	小学生・中学生（男・女）
不動剣道	剣道	小学生・中学生（男・女）
佐和道場	柔道・チャンバラ・レスリング	未就学児～高校生（男・女）
矢巾アローズ	軟式野球	小学生（男）
白沢ベアーズ	軟式野球	小学生（男・女）
西徳田ブルーウイングス	軟式野球	小学生（男・女）
矢巾ジュニアFC	サッカー	小学生（男・女）
矢巾ミニバス	バスケットボール	小学生（男・女）
矢巾シャトル	バドミントン	小学生・中学生（男・女）
矢巾フェニックスハンド	ハンドボール	小学生（男・女）
矢巾女子VBSS	バレーボール	小学生（女）
矢巾ホッケー少年団	ホッケー	小学生（男・女）
矢巾中ハンドボール	ハンドボール	中学校団体
YHKハンドボール	ハンドボール	中学校団体
矢巾北中バレー部	バレーボール	中学校団体

矢巾町芸術文化協会登録団体（令和6年度）		
団体名	部門	分野・流派
あかね会	舞踊	民舞踊
つくし流桜会	舞踊	新舞踊・股旅舞踊
つくし流つくし会	舞踊	新舞踊・股旅舞踊
つくし流ほたる会	舞踊	新舞踊
天龍大王千舞踊会	舞踊	日本舞踊
日舞橋若彦会	舞踊	日本舞踊・民舞踊
陸奥若宮流若宮会	舞踊	古典舞踊・邦楽舞踊・民謡
矢巾水木の会	舞踊	日本舞踊
吉津会	舞踊	現代舞踊・民踊
上杉箏曲教室	邦楽ダンス	箏曲・生田流
南昌太鼓保存会	邦楽ダンス	太鼓
矢巾桂友会	邦楽ダンス	三味線・唄・民踊
矢巾吟詠会	邦楽ダンス	詩吟
矢巾尺八同好会	邦楽ダンス	尺八・琴古流
矢巾町民謡保存会	邦楽ダンス	民謡唄・手踊り
矢巾フォークダンスの会	邦楽ダンス	フォークダンス・ラウンドダンス
矢巾民踊愛好会遊佐会	邦楽ダンス	民踊・太鼓・横笛
矢巾民謡育成会	邦楽ダンス	民謡
矢巾和音教室	邦楽ダンス	
石川ピアノ教室	器楽声楽	
今野ピアノ教室	器楽声楽	
坂本ピアノ教室	器楽声楽	
田園室内合奏団	器楽声楽	弦楽
田園ホール混声合唱団	器楽声楽	混声合唱
矢巾二胡教室	器楽声楽	
矢巾コール	器楽声楽	女声合唱
オカリナ合奏団あぜみち	器楽声楽	
MOAサークル	華道	MOA山月
やはば短歌の会	文芸	
矢巾町宮沢賢治を語る会	文芸	
書道愛好会	書道	
芳樹会	盆栽	盆栽芸術
矢巾手芸の会	手工芸	

(4) 施設の状況

地域クラブ活動の活動場所の候補となる体育施設等は次のとおりです。

平日の活動については、学校からの移動の都合上、学校施設や矢巾町民総合体育館、矢巾町公民館等が主になるものと考えられます。

町内の活動場所候補

- ・ 矢巾町民総合体育館
- ・ 矢巾町立小中学校の施設
- ・ 矢巾町公民館
- ・ 矢巾町文化会館
- ・ 矢巾町屋外運動場（かっこうグラウンド）
- ・ 矢巾地区農業構造改善センター
- ・ 矢巾町農村環境改善センター
- ・ その他各地区のグラウンドや公民館など

Ⅱ 推進計画の基本的な考え方

1 策定趣旨

子どもたちが、身近にスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる環境づくりを目指し、学校と地域が連携・協働の下、学校部活動の地域移行に向けた総合的・計画的な取組等を進めるために本推進計画を策定するものです。

2 位置付け

本推進計画は、スポーツ庁及び文化庁による「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」を参酌し、学校部活動の地域移行について、具体的な取組方針やスケジュールを策定・周知し、町民の理解と協力を得るための計画として位置付けるものです。

3 実施期間・取組

国においては、令和5年度から令和7年度を「改革推進期間」と位置付け、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すこととされ、令和8年度から13年度を「改革実行期間」として、休日については全ての中学校において地域移行の実現、平日についても課題解決を図りつつ改革を推進する方向で議論が進められております。

本町においては、学校や地域の実情に応じて種目ごとに適した方法を検討したうえで休日の地域移行から着手し、最終的には、平日も含めて学校部活動を地域へ移行することを目指します。

現状においては、令和10年度までに各種目の移行方法の検討と地域クラブ活動の体制整備を進め、地域移行が可能な学校部活動から休日移行を進める方向で取り組みます。

4 目指す姿

地域移行を進めるにあたっては、これまで学校部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動の機会を確保しつつ、子どもたちを含めた地域住民がスポーツ・文化芸術活動に親しめるよう、地域の環境整備を充実させていくことが大切です。

そのためには、単に学校から部活動を切り離すということだけではなく、地域全体でスポーツ・文化芸術活動に親しめる社会の実現を目指し、地域移行の体制整備や機運の醸成を図ることが重要です。

Ⅲ 学校部活動の地域移行の全体像

1 地域移行に係る体制整備

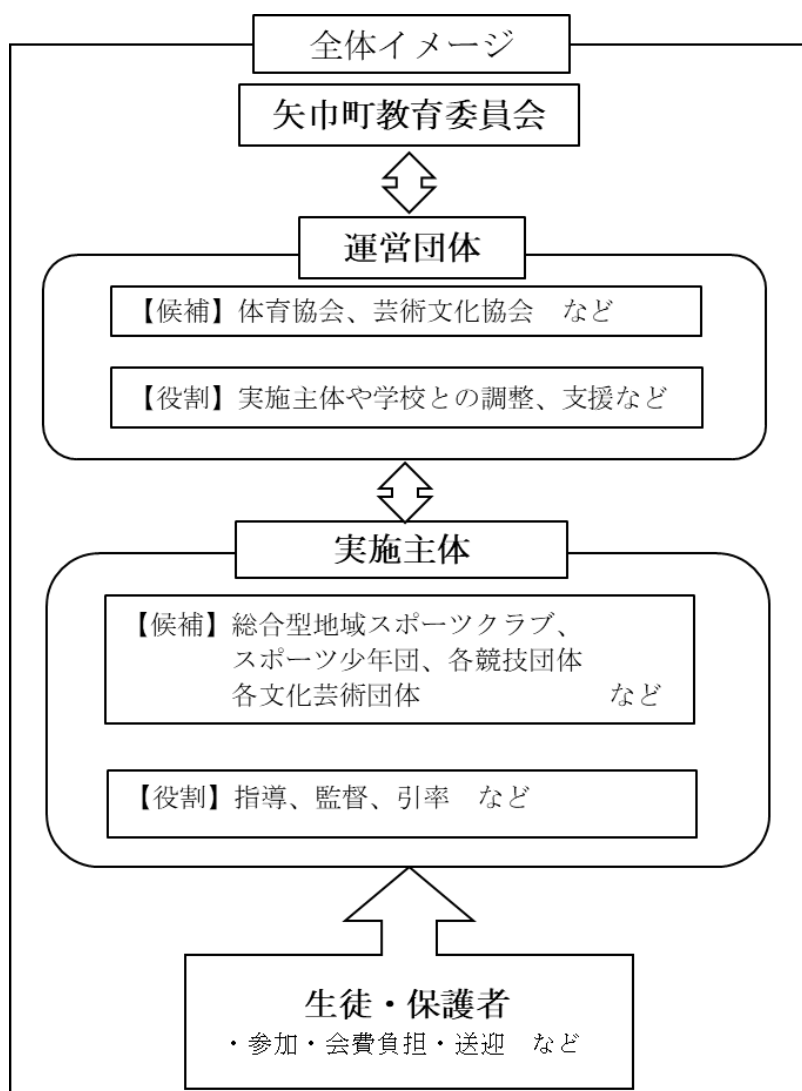
子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に親しむための新たな体制整備にあたっては、行政、学校、スポーツ・文化芸術団体等の多くの関係者が連携し、段階的・計画的に取り組んでいく必要があります。

部活動が学校から地域へ移行した場合、それまで学校が担ってきた業務を担う組織が必要となり、この組織を「運営団体」と位置付けます。

「運営団体」は、子どもたちや保護者のほか地域全体から信頼を得られるとともに、適切な管理体制を保有する団体であることが求められます。

「実施主体」は、実際の子どもたちの活動を指導・監督し、大会や練習試合の引率を行う団体と位置付けます。

本町教育委員会は、運営団体に対して、指導・助言を行うとともに、情報共有しながら連携を図り、この活動が円滑に進行するよう取り組みます。



2 地域移行の進め方について

地域移行を進めるにあたっては、体制整備のほか、持続可能な活動とするために、種目に適した移行の進め方を考えていく必要があります。

その足掛かりとして、部活動の種目ごとに地域移行の進め方を考え、行政・学校・関係団体が具体的なイメージを共有することが大事なことと考えます。

(1) 体制整備の取組イメージ

	教育委員会	学校	運営団体
令和7年度	・顧問、受入先候補団体へ状況調査 ・学校及び運営団体との調整 ・法令等の確認調整 ・移行可能となった種目ごとに生徒及び保護者に説明会開催	・種目ごとの移行方法の検討 ・地域クラブの活動場所として体育館や校舎を貸し出す体制の検討。	・教育委員会と連携し受入態勢を検討 ・実施主体との役割調整
令和8年度		・可能な種目から移行開始	・活動しながら課題の洗い出し
令和9年度			
令和10年度	全ての種目で休日移行または移行方法の検討を完了。		

(2) 地域移行の考え方の例

休日からの移行について、各種目の状況に応じた対応として以下の選択肢が考えられます。

①休日の活動が全くない種目

学校部活動の休日移行が不要のため、地域クラブの体制が整い次第、移行できるように指導者や活動場所などの調整を進める。移行後の活動日が休日であれば、平日の移行前に、休日の地域クラブ活動を行う。

②休日は練習が主で、大会や遠征がない種目

指導者と活動場所を確保し、顧問との打合せ・引継ぎが出来次第、休日の移行を行う。大会及び遠征については、休日移行の段階では学校部活動として参加し、平日移行の完了後に地域クラブ活動として参加する。

③休日の大会や遠征が多い種目

休日のみの移行は困難であるため、平日と休日を合わせて移行する。

指導者が決まったら、一定期間、学校部活動に参加してもらい、顧問との打合せ・引継ぎを十分に行う。移行後に同程度の大会参加や遠征を行う場合、移動手段の確保や費用面の検討を要する。

④現在学校部活動にない種目

受入先となる実施主体との調整がとれたら、生徒に募集を行う。

また、この他にも教員の兼職兼業希望、活動場所など、様々な要素も含め検討していく必要があります。

IV 学校部活動の地域移行に向けた課題について

各課題への考え方は次のとおりとし、矢巾町部活動地域移行推進協議会にて具体的な内容の協議を行います。

1 運営団体・実施主体

「I-2-(3)本町のスポーツ、文化芸術団体」を中心に考えることとし、種目ごとの状況を見てその他の地域競技団体や保護者団体等の可能性も検討します。

2 指導者（指導方法、指導の質、研修、兼職兼業）

指導者の確保については、学校や地域による推薦、教職員及び公務員等の兼職兼業、スポーツ・文化芸術団体からの派遣、県の人材バンクの活用などを検討します。

指導者の質の確保や指導方法については、運営団体と協力して研修会を開催することなどを検討します。

3 活動場所

活動場所については、本町の学校施設を含む公共施設等を基本とします。

施設使用料については、減免制度の適用を検討します。

また、学校施設を使用する際の鍵の開閉など、必要な設備改修についても検討します。

4 移動手段・練習試合

参加者負担を基本としつつ、スクールバスなどの活用が可能か検討します。

5 大会参加

国や県のガイドラインで、大会の在り方の見直しにも触れられており、岩手県中学校体育連盟でもすでに地域クラブ活動についての考え方が示され、参加が認められています。また、生徒や保護者の負担とならないよう、大会の回数や開催時期も見直しが進められているところです。

6 保護者負担

地域クラブ活動へ完全移行しますと、クラブの活動経費や保険料、大会等の参加料等、保護者負担（会費）が発生します。

現状の部費相当での金額設定が想定されますが、競技によって異なる場合も考えられることから、保護者に理解を得ながら設定していくよう進めてまいります。

おわりに

学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者（顧問）の指導の下、学校教育の一環として教師の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術の振興を担ってきました。

しかし、昨今は学校部活動を従前と同様の体制で運営することが難しくなってきており、多くの部活動が持続できない厳しい状況となっています。加えて、専門性や意思にかかわらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を見直す必要があります。

スポーツや文化芸術活動を通じた子どもの健やかな成長は、学校の教育だけで行われるものではなく、「地域の子どもたちは学校を含めた地域全体で育てる」という観点から、学校と地域・保護者が連携・協力してそれぞれの役割を果たしていくことが重要です。

本計画は、教職員、生徒、保護者及び地域の理解のもと、全ての学校部活動がスムーズに地域移行できることを目的に策定したものです。学校部活動の抱える課題解決と、子どもたちを含めた地域住民全体が、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ環境づくりに取り組みながら、地域づくり・地域振興へと発展させていくことを目指します。